

社会福祉法人慈照会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈照会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1） 評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

（2） 理事

業務内容	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

（3） 監事

業務内容	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円